



「多角形断面線材用ダイス」事件
(知財高判令和4年11月16日 令和4年(行ケ)第10019号¹⁾)

概要

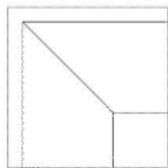
- (1) 審決取消訴訟において、明確性要件が問題とされた事例。
- (2) 請求項中の「『略』多角形」との文言について、本件明細書等の記載および技術常識を考慮しても、「基礎となる多角形断面」と区別ができないとして、発明が不明確であると判断した(特許庁審決の判断を否定)。
- (3) 「略」のほか、「約」、「およそ」、「実質的に」、「本質的に」等の文言が請求項中に含まれる特許の明確性要件を評価するにあたって1つの参考になる事例。

対象特許(特許第6031654号²⁾)

【請求項1】(平成30年5月1日付の訂正後のもの)

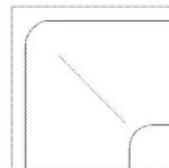
略円筒形状をもつ引抜加工用ダイスを保持し前記引抜加工用ダイスの前記略円筒形状の中心軸を中心として前記引抜加工用ダイスを回転させるダイスホルダーと、
内部に収納された潤滑剤が材料線材に塗布された後前記引抜加工用ダイスに前記材料線材が引き込まれるボックスと、を含む引抜加工機であって、
前記引抜加工用ダイスのベアリング部の開口部は略多角形の断面形状を有し、
前記開口部の断面形状は前記材料線材の引抜方向に沿って同じであることを特徴とする引抜加工機。

【図6】(従来のダイスの角部分)



四角形(多角形)

【図10】(本発明のダイスの角部分)



略四角形(略多角形)

【0055】

一方、図7及び図10は、本発明に関わる引抜加工用ダイス101のベアリング部101bを表す。本発明に関わるこのベアリング部101bの断面形状は、図6で表した「基礎となる多角形断面」の「角」にあたる部分を円弧、すなわち曲線、で結ぶように置き換えた点に特徴がある。具体的には、1辺が4mmの四角形断面の棒材を作成する場合、引抜加工用ダイス101のベアリング部101bの開口部の一つの「角」を半径0.8mm程度の曲率の円弧(曲線)で結ぶ。

これにより、当該「角」に溜まっていた潤滑剤の塊が一カ所に固まりづらくなる。

裁判所の判断

裁判所(知財高裁)は、明確性要件の判断基準に関して、「特許請求の範囲の記載だけでなく、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者の利益が不当に害されるほど

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5858

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2015-175256/962F23E8872631A7ADC3AABD9DCE1A9FF273DD E74FDEC6770B94F67FF5BF0699/10/ja>

に不明確であるか否かという観点から判断されるべきである。」と述べた上で、本件特許の請求項1中の「略多角形」との文言について以下のように判断し、本件発明は不明確であると結論付けた。

「略多角形」とは、その字義からみて、おおむね多角形の形状をした図形をいうものと解されるが、具体的にどのような形状の図形が「略多角形」に該当するかは、その字義からは明らかでないといわざるを得ない。

…本件各発明の「略多角形」とは、本件各発明の効果（開口部の角部に潤滑剤がたまりにくくなること）を得るため、「基礎となる多角形断面」の角部の全部又は一部を円弧、鈍角の集合又は自由曲線に置き換えた図形…をいうものと解することができる。

…「基礎となる多角形断面」も、くり抜き加工をした後の開口部の断面である以上、角部が丸まった多角形の断面であることがあり、その場合、客観的な形状からは、「略多角形」の断面と区別がつかないことになる。

…当該曲率半径がどの程度を超えれば本件各発明の上記効果が得られるようになるのかは、客観的に明らかとはいえない。

…本件各発明の「略多角形」は、「基礎となる多角形断面」と区別するのが困難であり、本件各発明の技術的範囲は、明らかでない。

まとめ

特許・実用新案審査基準（第II部第2章第3節「明確性要件」2.2(5)d)³において、「略」の文言は、「約」、「およそ」、「実質的に」、「本質的に」等とともに、「範囲を不確定とさせる表現」として紹介されている。

他方、明確性要件（特許法36条6項2号）は、「特許を受けようとする発明が明確である」ことを求めるものであり、「範囲を不確定とさせる表現」が請求項中に含まれる場合であっても、明細書等の記載を考慮し、当業者の技術常識を基礎として、第三者の利益が不当に害されるほどに不明確ではないと評価し得るものについては、明確性要件を満たすと判断される。本件の請求項1は、「略多角形」の他に「略円筒形」との文言も含むが、本事件において、「略円筒形」の明確性は問題にされていない。「略多角形」についても、たとえば「角」の曲率半径の範囲等が明らかであれば、発明として明確と判断し得るかもしれない。

本件の結論とは逆に、「略」の表現を含むものの、発明としては明確であるとして明確性が肯定された事例として、知財高判令和4年12月22日「耕耘爪」事件（令和4年（行ケ）第10027号⁴）がある。

たとえば、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の「特許・実用新案検索」⁵を用いて、「請求の範囲」中に「実質的に」の文言を含む件を検索してみると、技術分野を問わず多くの案件が表示される。本件は、「略」、「実質的に」等の「範囲を不確定とさせる表現」を請求項中に含む特許の明確性を検討するにあたり、上記別件とともに参考になる事例であると考え、ここで取り上げた。

キーワード 特許、明確性要件（36条6項2号）、範囲を不確定とさせる表現、機械・構造

[担当] 深見特許事務所 高橋 智洋

[注記]

本レポートに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。IP案件に関しては弁理士にご相談下さい。

³ https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0203bm.pdf

⁴ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail?id=5889

⁵ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/p0100>